

消防審査項目確認表(平成20年4月1日 松戸市消防局告示第1号)

(図面番号欄に各項目の裏付けとなる図面の番号を記載。)

項 目				図面番号	確認
1 消防法関係					
(1) 建築基準関係規定					
ア 消防法第17条(消防用設備等の設置、維持)					
建築物概要					
全体	構造		区 分		
	工事種別		階 数		
	高 さ		壁、天井の内装		
階別	用途・項		延べ面積		
	収容人員		特定1階段		
	階	用途・項	床面積		
		無窓階判定	収容人員		
	階	用途・項	床面積		
		無窓階判定	収容人員		
	階	用途・項	床面積		
		無窓階判定	収容人員		
	階	用途・項	床面積		
		無窓階判定	収容人員		
	階	用途・項	床面積		
		無窓階判定	収容人員		
	階	用途・項	床面積		
		無窓階判定	収容人員		
	※ 床面積;増築等で既存部分がある場合は、その面積を()で記入。				
※ 階の用途が複数ある場合は、用途ごとの面積、収容人員も()で記入。					
用途ごとの面積・収容人員					
用 途		面 積	収容人員		
1、2階の床面積の合計					
地階の床面積の合計					
令13条	自動車の修理又は整備の用に供される部分	階・面積	階 m ²		
	駐車のに供される部分	階・面積	階 m ²		
		機械式駐車場台数	台		
	電気設備	床面積	m ²		
	多量の火気使用	床面積	m ²		
	通信機器室	面積	m ²		
	少量危険物の貯蔵、取扱い	品名・数量・倍数			
	指定可燃物の貯蔵、取扱い	品名・数量・倍数			
その他					
設置する消防用設備等					
特記事項					

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

項	目	図面番号	確認
屋内消火栓設備・2倍読み・3倍読み			
屋外消火栓設備・同一敷地内複数建築物床面積合算			
消防用水・同一敷地内複数建築物床面積合算			
令8区画適用			
令9条適用			
スプリンクラー設備・規則12条の2区画適用・規則13条区画適用			
避難器具・規則26条適用			
渡り廊下等の接続・S50消防安26号適用			
令29条の4適用・40号省令			
令29条の4適用・パッケージ型消火設備・パッケージ型自動消火設備			
特殊消防用設備等・排煙設備に代えて加圧防煙設備			
令32条適用・自動火災報知設備免除(H14.12.17消防予595号)			
消防施設等設置承認申請書 承認年月日・番号			
イ 火を使用する設備、器具等に対する規制(消防法第9条、松戸市火災予防条例第3条～第31条)			
コンロまわり 厨房設備 PSの構造・階段からの距離 発電設備 変電設備 その他()			
ウ 住宅用防災機器(消防法第9条の2、松戸市火災予防条例第31条の2～第31条の7)			
エ 映写室の構造及び設備の基準(消防法第15条)			
(2) その他			
ア 圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出(消防法第9条の3)			
品名、数量()			
イ 指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いの基準(消防法第9条の4、松戸市火災予防条例第32条～第37条の3)			
品名、数量()			
ウ 消防法第10条(危険物の貯蔵・取扱いの制限等)			
品名、数量()			
エ 避難管理・雑則(松戸市火災予防条例第38条～第52条)			
届出(防火対象物使用開始・発電設備・変電設備・その他〔 〕)			
避難口			
オ その他			
(ア) 防火管理	該当・該当なし		
一括・テナントごと・その他()			
同一敷地内の収容人員合算	有・無		
(イ) 共同防火管理	該当・該当なし		
(ウ) 防災防火対象物	該当・該当なし		
(エ) 防火対象物点検報告	該当・該当なし		
カ 消防用設備等設置基準(松戸市消防局予防課・平成19年6月現在)			
	適・否		

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

項	目	図面番号	確認
2	建築基準法関係		
(1)	道路との関係、敷地内通路		
ア	敷地内の通路(法35条、令128条)		
イ	大規模な木造等の建築物の敷地内における通路(法35条、令128条の2)		
ウ	敷地と道路との関係(法43条)		
エ	道路内の建築制限(法44条)		
(2)	主要構造部の制限		
ア	大規模な建築物の主要構造部(法21条1項、2項)		
イ	耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物(法27条)		
ウ	無窓の居室等の主要構造部(法35条の3)		
エ	防火地域内の建築物(法61条)		
オ	準防火地域内の建築物(法62条)		
(3)	屋根		
ア	屋根不燃化区域内の建築物の屋根(法22条)		
イ	防火地域内又は準防火地域内の建築物の屋根(法63条)		
(4)	外壁等		
ア	屋根不燃化区域内の木造建築物等の外壁(法23条)		
イ	屋根不燃化区域内の木造建築物等である特殊建築物の外壁等(法24条)		
ウ	防火地域内又は準防火地域内の建築物の外壁の開口部の防火戸(法64条)		
エ	防火地域内又は準防火地域内の建築物の隣地境界線に接する外壁(法65条)		
(5)	防火区画		
ア	防火壁(法26条)		
イ	防火区画・面積区画(法36条、令112条)		
ウ	防火区画・竪穴区画(法36条、令112条)		
エ	防火区画・異種用途区画(法36条、令112条)		
オ	建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁(法36条、令114条)		
(6)	廊下		
ア	廊下の幅(法35条、令119条)		
(7)	階段		
ア	直通階段の設置(法35条、令120条)		
イ	二以上の直通階段を設ける場合(法35条、令121条)		
ウ	屋外階段の構造(法35条、令121条の2)		
エ	避難階段の設置(法35条、令122条)		
オ	物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅(法35条、令124条)		
カ	階段及びその踊り場の幅並びに階段のけあげ及び踏み面の寸法(法36条、令23条)		
キ	踊り場の位置及び踏幅(法36条、令24条)		
ク	階段及び踊り場の手すり(法36条、令25条)		
ケ	階段に代わる傾斜路(法36条、令26条)		
(8)	出入口		
ア	客席からの出入り口の戸(法35条、令118条)		
イ	屋外への出口(法35条、令125条)		
ウ	屋外への出入口等の施錠装置の構造等(法35条、令125条の2)		

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

項	目	図面番号	確認
(9)	屋上広場		
ア	屋上広場等(法35条、令126条)		
(10)	内装制限		
ア	特殊建築物等の内装(法35条の2)		
(11)	非常用昇降機		
ア	非常用の昇降機(法34条2項)		
(12)	排煙設備		
ア	排煙設備の設置(法35条、令126条の2)		
(13)	非常用照明		
ア	非常用の照明装置の設置(法35条、令126条の4)		
(14)	非常用進入口		
ア	非常用の進入口の設置(法35条、令126条の6)		
(15)	地下街		
ア	地下街(法35条、令128条の3)		
(16)	簡易な構造の建築物		
ア	簡易な構造の建築物に対する制限(法84条の2)		
(17)	条例附加(法40条→千葉県建築基準法施行条例第6条～)		
ア	法別表第一(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する建築物		
イ	長屋		
ウ	倉庫		
エ	自動車車庫		
オ	自動車修理工場		
3	その他の法令		
4	備考		

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。